一般財団法人　平和・安全保障研究所

定　　　款

一般財団法人　平和・安全保障研究所

昭和５３年１０月２０日	設立許可
昭和５８年　４月１３日	寄付行為一部変更認可
昭和６１年　４月２２日	寄付行為一部変更認可
平成　５年　５月２０日	寄付行為一部変更認可
平成１１年　８月１１日	寄付行為一部変更認可
平成１５年　２月２１日	寄付行為一部変更認可
平成１６年　４月　８日	寄付行為一部変更認可
平成１９年　２月　７日	寄付行為一部変更認可
平成２３年　４月２５日	定款

一般財団法人平和・安全保障研究所定款

第1章　総　　　則

（名　　称）

第　1　条　この法人は、一般財団法人平和・安全保障研究所（以下「本研究所」という。）という。

（事　務　所）

第　2　条　本研究所は、主たる事務所を東京都港区に置く。

（目　　的）

第　3　条　本研究所は、我が国及び国際の平和と安全に関し、総合的な調査研究と政策への提言を行い、これらの知識を国民に普及し、これらの研究に関する国際的交流を進め、もって、我が国の独立と安全に寄与することを目的とする。

（事　　業）

第　4　条　本研究所は、前条の公益目的を達成するために、次の事業を行う。

(1)　平和と安全保障に関する総合的な調査研究と政策への提言
(2)　平和と安全保障に関する知識の国民への普及
(3)　平和と安全保障に関する内外の研究機関との提携
(4)　平和と安全保障に関する図書の出版
(5)　平和と安全保障に関する人材の育成
(6)　平和と安全保障に関する図書・資料の収集整理及び公開
(7)　平和と安全保障に関する相談・助言
(8)　その他本研究所の公益目的を達成するために必要な事業

2　前項の事業については、東京都港区の事務所を中心に全国主要地及び諸外国において行うものとする。

第2章　財産及び会計

（財産の管理・運用）

第　5　条　本研究所の財産の管理・運用は会長が行うものとする。

（事業計画及び収支予算）

第　6　条　本研究所の事業計画書及びこれに伴う収支予算書は、毎事業年度開始前に理事会において、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その3分の2以上の議決を得たのち、評議員会に報告するものとする。事業計画書及び収支予算書を変更しようとする場合も同様とする。

2　事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

（事業報告及び決算）

第　7　条　本研究所の事業報告及びこれに伴う決算は、毎事業年度終了後、事業報告書及び計算書類並びにこれらの附属明細書（以下計算書類等という。）を作成し、監事の監査を経

て、理事会において、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その３分の２以上の議決を得、定時評議員会において承認を得るものとする。

2　前項の計算書類等については、毎事業年度の終了後３ケ月以内に行政庁に提出しなければならない。

3　第１項の定時評議員会の終了後直ちに、第 57 条により、貸借対照表を公告するものとする。

（ 会計原則 ）

第　８　条　本研究所の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

（ 事業年度 ）

第　９　条　本研究所の事業年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

第３章　評議員及び評議員会

第１節　評議員

（評　議　員）

第　１０　条　本研究所に、評議員 10 名以上 15 名以内を置く。

2　評議員のうち、１名を評議員長、１名を副評議員長とする。

（選　任　等）

第　１１　条　本研究所の評議員の選任及び解任は、評議員会の議決により行う。

2　評議員長及び副評議員長は、評議員の互選とする。

3　評議員は、理事又は監事を兼ねることができない。

4　評議員の選任及び解任に当っては、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第 10 号及び第 11 号に準じたものにする。

（権　　　限）

第　１２　条　本研究所の評議員は、評議員会を構成し、第 16 条に規定する事項を決議する。

2　評議員長は、評議員を代表し、評議員会を統括する。

3　副評議員長は、評議員長を補佐し、評議員長に事故があるとき又は欠けたときはその職務を代行する。

（任　　　期）

第　１３　条　本研究所の評議員の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2　評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなる場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

3　補欠により選任された評議員の任期は前任者の残任期間とする。

（報　酬　等）

第　１４　条　本研究所の評議員は無報酬とする。

2　評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第2節　評議員会

（構　　成）

第１５条　本研究所の評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権　　限）

第１６条　本研究所の評議員会は、次の事項を決議する。

(1)　役員の選任及び解任

(2)　役員等の報酬の額及びその規則

(3)　定款の変更

(4)　各事業年度の事業報告及び決算報告

(5)　残余財産の処分

(6)　合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の廃止

(7)　理事会において評議員会に付議した事項

２　前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 18 条第４項によって書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。ただし、評議員会に提出された資料等を調査する者の選任は除く。

（種類・開催）

第１７条　本研究所の評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の２種類とする。

２　定時評議員会は、毎年１回、原則として６月に開催する。

３　臨時評議員会は、必要のある場合には、いつでも、招集することができる。

（招　　集）

第１８条　本研究所の評議員会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

２　前項にかかわらず、評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

３　前項による請求があったときは、会長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

４　会長は、評議員会の開催日の１週間前までに、評議員に対して、評議員会の日時、場所、目的である事項があるときは当該事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。会長は、書面による通知の発出に代えて、評議員の承諾を得て、電磁的方法により、通知を発することができる。

５　前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

（議　　長）

第１９条　本研究所の評議員会の議長は、評議員長をもって充てる。

（定 足 数）

第２０条　本研究所の評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決　　議）

第２１条　本研究所の評議員会の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その評議員の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の裁決するところによる。ただし、議長は、評議員として議決に加わることはできない。

2　前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会の決議は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1)　監事の解任

(2)　理事及び監事の当研究所に対する損害賠償責任の一部免除

(3)　定款の変更

(4)　事業の全部の譲渡

(5)　解散時の清算結了までの継続

(6)　吸収合併消滅法人における吸収合併契約の承認

(7)　吸収合併存続法人における吸収合併契約の承認

(8)　新設合併消滅法人における新設合併契約の承認

3　前項の定款の変更のうち、第３条、第４条及び第 11 条の変更については、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の４分の３以上の決議をもって行うことができる。

（決議の省略）

第２２条　本研究所の理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなすものとする。

（報告の省略）

第２３条　本研究所の理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

（議事録）

第２４条　本研究所の評議員会の議事については、法務省令第28号第60条で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

第４章　役員等及び理事会

第１節　役員等

（種類・定数）

第２５条　本研究所に、次の役員を置く。

(1)　会　　長　　1名

(2)　副会長　　2名以内

(3)　理事長　　1名

(4)　常務理事　　1名以上4名以内
（うち1名は、事務局長を兼ねるものとする。）

(5)　理　　事　　10名以上15名以内
（会長、副会長、理事長及び常務理事を含む。）

(6) 監　　事　　2名

2　会長及び理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長、常務理事及び業務を執行する理事をもって同法第 91 条第1項第2号の業務執行理事とする。

（選　任　等）

第 ２６ 条　本研究所の役員は、評議員会において選任する。

2　会長、副会長、理事長及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選任する。

3　監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。

4　理事のうち、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5　他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6　理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けなければならない。

（理事の職務・権限）

第 ２７ 条　本研究所の理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、本研究所の職務の執行を決定する。

2　会長は、本研究所を代表し、研究所の業務を総理する。

3　副会長は、会長を補佐する。

4　理事長は、本研究所を代表し、研究所の業務を統括する。

5　常務理事は、理事長を補佐し、本研究所の業務を分担執行する。

6　理事会は、必要がある場合は、副会長及び常務理事以外の理事の中から、業務を分担執行する者を選任することができる。

7　会長、副会長、理事長、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度に4ケ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

第 ２８ 条　本研究所の監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査する。この場合において、監事は、法務省令第28号第36条で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 本研究所の業務及び財産の状況を調査し、会計の状況を監査すること。

(3) 理事会に出席し、必要があると認めるとき、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるときは、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に対し、理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、理事会を直接招集すること。

(6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。

(7) 理事が本研究所の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によって本研究所に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

（役員の任期）

第２９条　本研究所の理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

２　監事の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

３　役員は、第 25 条に定める定数に足りなくなる場合には、退任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

４　補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第３０条　本研究所の役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、評議員の過半数の決議によりその役員を解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の３分の２以上の決議に基づいて行われなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないと認められるとき

（役員の報酬）

第３１条　本研究所の役員には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。その額については、評議員会の議決により別に定める役員等の報酬等規則による。

２．役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

（取引の制限）

第３２条　本研究所の理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本研究所の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本研究所との取引

(3) 本研究所がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本研究所とその理事との利益が相反する取引

２　前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除）

第３３条　本研究所は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第１項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、評議員会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た

額を限度として、免除することができる。

第２節　理事会

（構　　成）

第３４条　本研究所の理事会は、すべての理事をもって構成する。

（権　　限）

第３５条　本研究所の理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1)　評議員会の開催の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2)　規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3)　前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定

(4)　理事の職務の執行の監督

(5)　代表理事及び業務執行理事の選任及び解任

２　理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することはできない。

(1)　重要な財産の処分及び譲受け

(2)　多額の借財

(3)　重要な使用人の選任及び解任

(4)　従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5)　業務の適正を確保するために必要な体制確保

(6)　定款の定めに基づく理事及び監事に対する損害賠償責任の一部免除

（種類・開催）

第３６条　本研究所の理事会は、通常理事会及び臨時理事会の２種類とする。

２　通常理事会は、毎事業年度２回原則として６月及び３月に開催する。

３　臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき。

(2)　会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3)　前号の請求があった日から５日以内に、その日から２週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4)　第28条第５号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

（招　　集）

第３７条　本研究所の理事会は、会長が招集する。ただし、前条第３項第３号により理事が招集する場合及び前条第３項第４号後段により監事が招集する場合を除く。

２　会長は、前条第３項第２号又は第４号前段に該当する場合は、その日から２週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

３　会長は、理事会の開催日の１週間前までに、理事及び監事に対して、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面でその通知を発しなければならない。会長は、書面による通

知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得て、電磁的方法により、通知を発することができる。

4　前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

（議　　長）

第３８条　本研究所の理事会の議長は、会長をもって充てる。

（定足数）

第３９条　本研究所の理事会は、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。

（決　　議）

第４０条　本研究所の理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その理事の過半数をもって決する。可否同数のときは議長の裁決するところによる。ただし、議長は、理事として決議に加わることができない。

（決議の省略）

第４１条　本研究所の理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、特別の利害関係を有する理事を除く理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

（報告の省略）

第４２条　理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2　前項の規定は、第27条第7項の規定による報告には適用しない。

（議　事　録）

第４３条　本研究所の理事会の議事については、法務省令第28号第15条で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。この際、議事録が書面をもって作成されている場合は出席した代表理事（会長、理事長）及び監事が署名又は記名押印し、また電磁的記録をもって作成されている場合は電子署名をしなければならない。

第5章 定款の変更、合併及び解散

（定款の変更）

第４４条　本研究所の定款は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議を得て、変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第11条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法については、決議に加わることのできる評議員の過半数が出席し、その4分の3以上の決議を要する。

（合　併　等）

第４５条　本研究所は、評議員会において、特別の利害関係を有する評議員を除く評議員

の３分の２の決議により、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

２．前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届出なければならない。

（解　　散）

第４６条　本研究所は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第２０２条第１項の第１号及び第２号を除く各号並びに第２項に規定する事由に該当する場合は解散する。

（残余財産の処分）

第４７条　本研究所の解散に伴う残余財産は、評議員会の決議により、本研究所と類似の事業を目的とする公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金の分配）

第４８条　本研究所は、剰余金の分配を行うことができない。

第6章　研究委員

（研究委員）

第４９条　本研究所に、研究委員を２０名以上３０名以内を置く。

２　研究委員は、研究委員会を構成する。

３　研究委員会は、理事長の諮問に応じ、本研究所の行う研究調査に関する必要な事項について審議し、助言する。

４　研究委員は、学識経験を有する者のうちから、理事会の承認を得て理事長が委嘱する。

５　研究委員は、本研究所の行う調査、研究等に従事することができる。

６　研究委員は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

７　研究委員及び研究委員会に関する必要な事項は、理事会の承認を得て理事長が定める。

第7章　顧　　問

（顧　　問）

第５０条　本研究所に、顧問若干名を置くことができる。

２　顧問は、学識経験者及び本研究所に功労があった者のなかから理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

３　顧問の任期は２年とし、再任を妨げない。

（顧問の職務）

第５１条　顧問は、会長の諮問に応え、必要に応じ、会長に対し意見を述べることができる。

２　顧問は無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第8章　会　　員

（会　　員）
第５２条　本研究所の趣旨に賛同する個人又は法人その他の団体を会員とすることができる。
２　会員の入会及び退会並びに会費等に関する事項は、理事会において定める。
３　会員は、本研究所の出版物の配布などを受け、また、その主催する講演会等に参加することができる。

第９章　事　　務　　局

（設　置　等）
第５３条　本研究所に事務局を置く。
２　事務局に事務局長その他所要の職員を置く。
３　事務局長の選任及び解任は理事会による。その他の職員の選任及び解任は、理事長が行う。
４　事務局に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。
（備付け帳簿及び書類）
第５４条　本研究所の主たる事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。
(1)　定款
(2)　理事、監事、評議員及び職員の名簿並びに履歴書
(3)　認定、許可、認可等及び登記に関する書類
(4)　定款に定める機関の議事に関する書類
(5)　役員等の報酬規則
(6)　事業計画書及び収支予算書
(7)　事業報告書及び収支計算書等の計算書類
(8)　前項の監査報告書
(9)　その他法令で定める帳簿及び書類
２．前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるとともに、第55条第２項に定める情報公開規則によるものとする。

第１０章　情報公開及び個人情報の保護

（ 情報公開 ）
第５５条　本研究所は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
２．情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規則による。
(個人情報の保護)
第５６条　本研究所は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。
２．個人情報の保護に関する必要な事項は、別に定める個人情報保護規程による。

（公　　告）
第５７条　本研究所の公告は、電子公告による。

２．やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第１１章　補　　　則

（委　　任）

第５８条　この定款に定めるもののほか、本研究所の事業の執行上必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附　　則

1　この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

2．この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般財団法人の設立の登記を行ったときは、第9条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3．この法人の設立最初の評議員並びに理事及び監事は、第11条第1項及び第26条第1項の規定にかかわらず、別紙役員等名簿のとおりとし、最初の代表理事は秋草直之及び西原正、業務執行理事は渡邉昭夫、山本吉宣及び鈴木善勝とする。